

○匝瑛市地域福祉計画協議会規則

平成25年8月27日

規則第34号

(設置)

第1条 市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき地域福祉計画（以下「計画」という。）に市民その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、匝瑛市地域福祉計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、計画の策定に関し必要な事項について協議する。

(組織等)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員20人以内をもって組織する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健及び福祉に関係のある団体関係者
- (3) 福祉事業所関係者
- (4) 市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。